

E 補装具・日常生活用具の給付等

1. 補装具の交付・修理

(1) 対象者

身体障害者手帳の交付を受けている方、又は難病（障害者総合支援法の対象疾病）の方。ただし、18歳以上の方は本人及び配偶者の市町村民税所得割額が46万円未満の方。

(2) 内容

身体上の障がいを補うための用具が交付され、また修理もできます。

費用は用具の種類別に基準額が定められており、この範囲内で市が負担しますが、費用の1割を負担していただきます。

ただし、世帯の課税状況に応じて月額負担上限があります。

なお、補装具の交付を受ける際は、障がい者自立相談支援センターの判定や、意見書が必要な場合がありますので、**事前にご相談下さい**。

(3) 補装具の種類（例）（ は介護保険が優先）

障がい部位	補装具の種類（例）
肢体不自由等	義肢、装具、姿勢保持装置、車載用姿勢保持装置、電動車椅子、車椅子、歩行器、歩行補助つえ、重度障がい者用意思伝達装置 ※起立保持具、排便補助具は障がい児に限る
視覚障がい	視覚障がい者安全つえ、義眼、眼鏡
聴覚障がい	補聴器、人工内耳（人工内耳用音声信号処理装置の修理に限る）

(4) 窓口

障がい福祉課

2. 日常生活用具の給付等

(1) 対象者

・身体障害者手帳、療育手帳の交付を受けている方、又は難病（障害者総合支援法の対象疾病）の方（P15～P18）、小児慢性特定疾病児童（P19・20）

(2) 内容

重度障がい者等が日常生活をより円滑におこなうことができるよう、必要に応じて日常生活用具を給付します。

用具の種類によって、対象者や給付限度額が定められていますので、詳しくは次表をご覧ください。

日常生活用具を必要とされる方は、**購入前に申請が必要**ですので、事前にご相談下さい。

(3) 用具の種類

次頁の表を参照して下さい。

(4) 窓口

障がい福祉課

☆ 障がい者（児）及び難病患者等

- ・給付の対象となるのは、原則として、在宅の身体障害者手帳1・2級（種目によっては3級以下も可）を所持する障がい者（児）、療育手帳A判定を所持する障がい者（児）、又は難病患者等です。
- ・◎ 印の用具は等級にかかわらず、必要と認められる方に給付されます。
- ・下表中、「児」は18歳未満、「者」は18歳以上の方が対象となります。
- ・給付の対象となる難病患者は医師の意見書が必要です。
- ・介護保険の対象者については、介護保険のサービスが優先となります。
詳しくは下表をご覧ください。

種 目	給 付 限 度 額 (消費税込) 円	上 肢 障 害	上 肢 ・ 言 語 複 合	下 肢 ・ 体 幹 機 能	視 覚 障 害	聴 覚 障 害	内 部 障 害	知 的 障 害	難 病 患 者	備 考	耐 用 年 数
便 器	9,850			児者					児者	学齢児以上	8
訓 練 用 ベ ッ ド	159,200			児					児者	学齢児以上	8
特 殊 寝 台	154,000			者					児者		8
特 殊 マ ッ ト	A:特殊マット 19,600 B:体圧分散型 特殊マット 90,000			児者				児者	児者	常時介護を要する3歳以上の児・者 (者は1級の方のみ対象) A:失禁等による汚染又は損耗を防止する ための機能を有するもの B:体圧分散効果を有し、褥瘡予防の機能 を有するもの ※AとBの併給は不可	5
特 殊 尿 器	67,000			児者					児者	常時介護を要する児・者で1級のみ 学齢児以上	5
特 殊 便 器	151,200	児者						児者	児者	学齢児以上	8
体 位 変 換 器	15,000			児者					児者	3歳以上	5
移 動 用 リ フ ト	159,000			児者					児者	3歳以上	4
入 浴 担 架	82,400			児者						入浴に介助を要する3歳以上の児・者	5
◎ 入 浴 補 助 用 具 ※1	90,000			児者					児者	入浴に介助を要する3歳以上の児・者	(児) 5 (者) 8
◎ 歩 行 支 援 用 具 (手すり・スロープ等) ※2	60,000			児者					児者	平衡機能又は下肢もしくは体幹機能障 がいで、家庭内の移動に介助を要する3歳 以上の児・者	8
◎ つ え	3,150			児者						歩行の際に杖を必要とする児・者	3
居 宅 生 活 動 作 補 助 用 具 ※3	200,000			児者					児者	障がい者の移動等を円滑にする用具で設 置に小規模な住宅改修を伴うもの 学齢児以上、ただし原則1回とする	—

種 目	給 付 限 度 額 (消費税込) 円	上 肢 障 害	上 肢 ・ 言 語 複 合	下 肢 ・ 体 幹 機 能	視 覚 障 害	聴 覚 障 害	内 部 障 害	知 的 障 害	難 病 患 者	備 考	耐 用 年 数
聴覚障がい者用 屋内信号装置	87,400					者				聴覚障がい者のみの世帯およびこれに準ず る世帯	10
◎ 聴覚障がい者用 通 信 装 置 (ファックス)	30,000		児 者			児 者				聴覚障がい者又は音声・言語機能障がい者 であって、コミュニケーション、緊急連絡 等の手段として必要と認められる児・者 学齢児以上	5
◎ 聴覚障がい者用 情 報 受 信 装 置	88,900					児 者				聴覚障がい者のうち必要と認められる児・ 者	6
視覚障がい者用 体温計 (音声式)	9,000				児 者					視覚障がい者のみの世帯およびこれに準ず る世帯	5
視覚障がい者用 血 圧 計 (音声式)	10,000				者					視覚障がい者のみの世帯およびこれに準ず る世帯	5
視覚障がい者用 体 重 計	18,000				者					視覚障がい者のみの世帯およびこれに準ず る世帯	5
視覚障がい者用 ポータブルレコーダー	録音再生機 85,000				児 者					学齢児以上	6
視覚障がい者用 時 計	触読式 10,300 音声式 13,300				者					音声式は、触読式時計の使用が困難な者	10
電 磁 調 理 器	41,000				者			者		視覚障がい者、知的障がい者のみの世帯お よびこれに準ずる世帯	6
歩行時間延長信号機用 小 型 送 信 機	7,000				児 者					学齢児以上	10
地上デジタル対応ラジオ	29,000				者					視覚障がい者のみの世帯およびこれに準ず る世帯	5
点字タイプライター	63,100				児 者					就労・就学中又は就労が見込まれる児・者	5
◎ 点 字 図 書	年間6タイトル 又は24巻				児 者					主に情報の入手を点字によっている児・者	—
点字ディスプレイ	383,500				者	者				視覚障がい1級かつ聴覚障がい2級の者	6
◎ 点 字 器	標準型 A 10,712 B 6,798 携帯用 A 7,416 B 1,700				児 者					視覚障がい者であって点字を打つことが可 能な児・者 標準型 A 真鍮板製 B プラスチック製 携帯用 A アルミニウム製 B プラスチック製	7
◎ 拡 大 ・ 音 声 読 書 器	198,000				児 者					本装置により文字等を読むことが可能にな る児・者 学齢児以上	8
視覚障がい者用 活 字 読 上 げ 装 置	99,800				児 者					学齢児以上	6

※1 用具の種類が異なる等必要性が認められる場合は、最初の支給決定日から8年間（児童は5年間）で合計90,000円を上限とし、複数回申請可

※2 設置場所又は用途が異なれば、最初の支給決定日から8年間で合計60,000円を上限とし、複数回申請可

種 目	給 付 限 度 額 (消費税込) 円	上 肢 障 害	上 肢 ・ 言 語 障 害	下 肢 ・ 体 幹 機 能 障 害	視 覚 障 害	聴 覚 障 害	内 部 障 害	知 的 障 害	難 病 患 者	備 考	耐 用 年 数
情報・通信支援用具	100,000	児者			児者					パソコン等の情報機器を使用するに際して、使用する必要のあるアプリケーションソフトや入力支援装置等の周辺機器等 学齢児以上	6
頭 部 保 護 帽 ※4	15,200			児者				児者		知的障がいについては、てんかんの発作等により頻繁に転倒する児・者	3
火 災 警 報 器 ※5	15,500	児者	児者	児者	児者	児者	児者	児者		障がい者のみの世帯およびこれに準ずる世帯 1世帯2台まで	8
自 動 消 火 器 ※5	28,700	児者	児者	児者	児者	児者	児者	児者	児者	障がい者のみの世帯およびこれに準ずる世帯	8
緊 急 通 報 装 置 ※6	68,000	者	者	者	者	者	者			急病や緊急時の連絡手段として必要と認められる一人暮らしの重度身体障がい者	—
◎ 酸 素 ポ ン べ 運 搬 車 ※7	17,000	者	者	者	者	者				医療保険における在宅酸素療法を行う者	10
ネ ブ ラ イ ザ ー (吸入器) ※8	36,000	児者	児者	児者			児者		児者	呼吸器機能障がい3級以上又は同程度の身体障がい者が必要と認められる児・者	5
電 気 式 た ん 吸 引 器 ※8	56,400	児者	児者	児者			児者		児者	呼吸器機能障がい3級以上又は同程度の身体障がい者が必要と認められる児・者	5
◎ 携 帯 用 会 話 補 助 装 置	98,800		児者							音声・言語機能障がい者又は肢体不自由者で、発声・発語に著しい障がいを有する児・者 学齢児以上	5
◎ 人 工 喉 頭	笛式 5,150 電動式 72,203		児者							喉頭を摘出した児・者	5
◎ 人 工 鼻 ※9	24,885 (月額)		児者							音声機能障がい又は言語機能障がいの身体障害者手帳を有し、気管挿管や気管切開をした児・者又は喉頭を摘出した児・者	—
透 析 液 加 温 器	51,500						児者			じん臓機能障がい3級以上で、自己連続携帯式腹膜灌流法(CAPD)による透析療法を行う3歳以上の児・者	5
◎ ス ト マ 用 装 具 ※4	消化器系 9,460 尿路系 12,430						児者			人工肛門又は人工膀胱を造設した児・者 「限度額の範囲で1ヶ月に必要とする額の2倍(2か月分)の額を給付券1枚に記載して交付する」 (1ヶ月1枚の給付券も交付可)	—
動脈血中酸素飽和度測定器 (パルスオキシメーター) ※9	157,500						児者		児者	難病患者又は呼吸器機能障がい者で、人工呼吸器の装着が必要な児・者	5

種 目	給付 限度額 (消費税含) 円	上 肢 障 害	上 肢 ・ 言 語 障 害	下 肢 ・ 体 幹 機 能 障 害	視 覚 障 害	聴 覚 障 害	内 部 障 害	知 的 障 害	難 病 患 者	備 考	耐 用 年 数
◎ 紙 お む つ ※4・9	13,200			児者						3歳以上であって、次のいずれかに該当する児・者 ア 治療によって、軽快の見込みのないストマ周辺の著しい皮膚のびらん、ストマの変形のため、ストマ用装具を装着することができない者並びに先天性疾患（先天性鎖肛を除く）に起因する神経障がいによる高度の排尿機能障がい又は高度の排便機能障がいのある者で、紙おむつを必要とする児・者。 イ 脳性麻痺等脳原性運動機能障がいにより、排尿もしくは排便の意思表示が困難な者で紙おむつを必要とする児・者。 「限度額の範囲で1ヶ月に必要とする額の2倍（2か月分）の額を給付券1枚に記載して交付する」	—
◎ 収 尿 器 男性用 普通型 7,931 簡易型 5,871 女性用 普通型 8,755 簡易型 6,077				児者						排尿障がい（失禁）により収尿器を必要とする児・者 主に脊髄損傷等	1
人工呼吸器用自家発電機、 外部バッテリー ※9	100,000	児者	児者	児者					児者	次のいずれかに該当する児・者 ア 難病患者又は重度の身体障害者手帳を有し、人工呼吸器を使用している児・者 イ 心臓機能障がいの身体障害者手帳を有し、補助人工心臓を装着している児・者 人工呼吸器用自家発電機、外部バッテリー（充電器、インバータ含む）のいずれか1種目	6

※3 下肢、体幹機能障がい又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい（移動機能障がいに限る）を有する者であって、障がい程度が3級以上の児・者（特殊便器への取替えをする場合は上肢障がい2級以上の児・者）

※4 頭部保護帽、ストマ用装具及び紙おむつについては、在宅であることを要しない

※5 火災警報器・自動消火器具障がいの部位にかかわらず火災発生の感知および避難が著しく困難な重度障がい児・者が対象

※6 緊急通報装置は、障がいの部位にかかわらず必要と認められる一人暮らしの重度身体障がい者が対象

※7 酸素ボンベ運搬車は、障がいの部位・等級にかかわらず在宅酸素療法をおこなっている身体障がい者が対象

※8 ネプライザー・電気式たん吸引器は、呼吸器機能障がい以外の場合、医師の意見書が必要

※9 人工鼻、動脈血中酸素飽和度測定器、紙おむつ、人工呼吸器用自家発電機、外部バッテリーは医師の意見書が必要

障がい者（児）等日常生活用具利用者負担額

原則1割負担

区分	上限額
生活保護世帯	0円
市民税非課税世帯	0円
市民税課税世帯	24,000円